

+GF+

サプライチェーンにおけるサステナビリティ

ビジネス・パートナー規定



ビジネス・パートナー規定

経済、環境、社会的義務、そして法の準拠に関する倫理的行動は、当社のビジネスにおいて重要な一部です。当社では、世界各地のビジネス・パートナーから原材料、商品およびサービスを調達し、革新的な製品とサービスを提供することで、当社や当社のお客様にとって長期的な成功を確保しています。したがって、ビジネス・パートナーとの長期的で信頼に基づくパートナーシップは当社にとって非常に大切に、ビジネス・パートナーからは持続可能で倫理的且つ準拠した行動が期待されます。

ビジネス・パートナー規定（以下「当該規定」）は、すべてのサプライヤー、請負業者（下請け業者）、その他のサービス提供者、およびその従業員（以下本書では総称して「ビジネス・パートナー」）に適用されます。GFは、これらのビジネス・パートナーに対し、各社内で当該規定に定める原則を導入することを期待しています。各社のサプライチェーンが以下に定める原則に準拠していることの確認は、各ビジネス・パートナーの責任です。

当該規定に定める原則は、あらゆる国際条約や標準に基づくものです：

- 国連（UN）グローバルコンパクトの原則
- 経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針
- 国際労働機関（ILO）の各条約
- SA8000（社会的責任のあるコーポレート・ガバナンスに対する標準）
- 紛争鉱物に関するドッド・フランク法、REACH規制*、RoHS指令等を含むがこれに限定されない、製品での特定材料の使用および/またはその使用の開示について定めている各指令
- GF行動規定

I. ビジネス倫理

- 法への準拠** // GFのビジネス・パートナーは、該当する法規制に従い、人権を尊重し、特に人間としての尊厳を尊重することが求められています。
- 汚職の禁止** // GFは、直接の譲渡、仲介者を通じた譲渡、個人に対する譲渡、あるいは公的機関の役人への譲渡にかかわらず、贈収賄または不正な利益の授受など、ビジネス・パートナーからの一切の形式の汚職を認めていません。特に禁止されている行為は、違法な利益を提供することを意図した寄付の授受（贈収賄および利益の授受）です。
- 公正な競争** // GFでは、ビジネス・パートナーに対し、公正な競争を確保するため、国際法および国内法へ準拠することを期待しています。価格、販売条件、数量制限、受け持ち地域の共有または公開入札へ向けられた取引等に関し、競合他社と合意書を交わすことは、厳しく禁止されています。
- 知的財産** // ビジネス・パートナーは、特許、商標、著作権、意匠、企業秘密、標本、モデルおよびノウハウといったGFの知的財産を保護し、第三者の知的財産を尊重します。ビジネス・パートナーは、特に、GFに納入される製品が他者の知的財産を侵害していないことを確認するものとします。
- 製品の安全性** // GFの製品およびサービス、並びにビジネス・パートナーからの関連製品は、人や環境を危機にさらさないものとします。GFに供給される製品は、合意した仕様と製品の安全性に関する法的に求められるすべての標準を満たさなければなりません。ビジネス・パートナーは、安全な仕様に関する情報を明確に伝えるものとします。
- 原材料の責任ある調達** // GFのビジネス・パートナーは、原材料の責任ある調達を保証する活動を支援するものとします。不法に、あるいは非倫理的または不当な方法で入手した原材料の調達および使用は、回避するものとします。

紛争鉱物等の禁輸措置またはその他の輸入規制の影響を受ける原材料の使用を除き、サプライチェーンの製造製品における上記の原材料を識別するため、ビジネス・パートナーは、自社が使用する原材料の原産地および入手先を開示することが求められています。

* REACH規制：化学物質の登録、評価、認可および規制。
RoHS：電気および電子機器における特定の危険物質の使用に関する規制。

II. 人権の尊重

a) **強制労働および子どもの労働の禁止** // GFでは、独自の運営あるいはビジネス・パートナー間のいずれの場合も、強制労働および子どもの労働のいずれも認めていません。

そのため、GFでは、自社の運営およびサプライチェーンにおける人身売買、公債発行借入金、年季契約および奴隷労働の防止に努めています。

- ビジネス・パートナーは、施設内の移動の自由に関し、労働者に対し不当な制限を課したり、会社が提供する施設の入退出について不当な制限を課したりしないものとします。
- すべての業務は自主的に行われ、労働者は、合理的な通知の上で離職したり雇用関係を終了したりする自由があるものとします。
- 従業員や代理業者は、政府発行の身分証明書、旅券または労働許可証等、身分証明書類または出入国書類を保持、破壊、隠匿、没収、あるいは、それらの書類への従業員によるアクセスの拒否をしないものとします。法律によりそれらの書類の提示が求められる場合は、すみやかに労働者へ返却するものとします。労働者は、自身の身分証明書の原本の管理を維持するものとします。
- 法律で認められている場合でも、労働者は、雇用者または代理業者へ、雇用における求人手数料またはその他の手数料（課徴金、斡旋料、サービスまたは居住費用）を支払うことが条件となっていないものとします。同様の手数料が労働者から支払われたことが発覚した場合、その手数料は労働者に返金されるものとします。
- 準拠を保証するため、また、職業斡旋者に関しては、上記で説明される基準に相当する、またはそれらを上回るビジネス・パートナーの方針および手順が存在するものとします。

当社では、業務の内容にかかわらず、15歳未満の雇用を禁止しています。18歳未満の若年労働者は、危険な作業または夜間勤務あるいは残業をしてはならないものとします。

ビジネス・パートナーは、該当する国の法律に基づく雇用の最低年齢を順守するものとします。国の法律が存在しない場合は、ILO中核的労働基準が適用されるものとします。

b) **一切の差別の禁止** // GFでは、いかなる種類の差別も認めていません。また、ビジネス・パートナーには、性別、配偶者の有無、人種、肌の色、出身地、宗教、性的指向、またはその他の個人的特徴の理由による一切の差別を各組織内で禁止することを求めています。

c) **懲戒罰の禁止** // GFでは、ビジネス・パートナーに対し、形式にかかわらず、従業員を身体的または精神的に罰しないことを求めています。これは特に、従業員が、国の規制、国際規制または社内規制に違反するビジネス慣行について誠意をもって報告した場合に該当します。

III. 職場環境

a) **職場の安全衛生** // GFの最終目標は、健康で無事故の職場です。すべてのビジネス・パートナーが、各施設で、該当するすべての職場の安全衛生に関する法律に準拠するものとします。各ビジネス・パートナーは、職場の安全衛生に関する方針および手順を定めて従業員に開示し、事故や職業性疾病を最小限に抑えるものとします。

b) **生活賃金** // GFでは、ビジネス・パートナーに対し、従業員に対する社会的責任を認識し、従業員の報酬および労働時間が公正かつ妥当であることを求めています。ビジネス・パートナーは、法律または契約により従業員が権利を有する福利厚生を、従業員に付与するものとします。

c) **労働時間** // GFは、ビジネス・パートナーの従業員が仕事と私生活とのバランスを保つことができ、最長労働時間に関し該当する国の法令が順守されていることを求めています。残業を含む1週間の労働時間は、最長労働時間に関し該当する現地の法規定を超えないものとします。同様の規定が存在しない場合、GFでは、労働時間が緊急時または非常時を除き、残業を含め、1週間60時間を超えないことを推奨しています。さらに、GFでは、労働者が7日毎に少なくとも1日の休日認められていることを推奨しています。従業員には、定期的な年次休暇を利用する権利があるものとします。

d) **組合の自由** // GFでは、ビジネス・パートナーが、従業員や労働者代表とオープンで建設的な対話を行うことに努めることを求めています。現地の法律に基づき、従業員には、差別、脅迫またはハラスメントを恐れることなく、団体交渉をしたり、平和的な集会へ参加したり、労働組合を編成したりする権利があるものとします。

IV. 環境

a) **環境に関する法規制** // GFでは、ビジネス・パートナーに対し、運営および供給する製品またはサービスに関し、該当するすべての環境に関する法律に準拠することを求めています。

b) **環境汚染の予防と削減** // GFでは、ビジネス・パートナーに対し、生産工程における廃棄物と排ガスを削減し、有害な排ガスを制限することを求めています。ビジネス・パートナーでは、これに関し継続的な進歩が見られるものとします。

可能な限り、廃棄物を回避または再利用するものとします。GFのビジネス・パートナーは、廃棄物の最小化、輸送、保管、並びに安全で環境に優しい取り扱いおよび処分に関する手順を作成するものとします。

c) **危険物質の回避** // その存在または放出が人および環境を危険にさらす、あるいは、再利用を妨げるような一切の物質は、回避するものとします。GFのビジネス・パートナーは、危険物の管理を維持し、その安全な使用、輸送、保管、処理、再利用および処分を保证するものとします。

d) **環境にやさしい製品** // 製品やサービスの開発において、また循環型経済の観点から、GFのビジネスパートナーは、ガス、水、原材料などのエネルギーや天然資源の効率的な使用を保证しなければなりません。特に、使用する天然資源の量と質の継続的な改善を可能にする水の消費と処理を監視・文書化しなければなりません。水不足や水ストレスの影響を受ける地域のビジネスパートナーは、水源の節水および既存ならびに将来利用する水源を確保することが奨励されています。また、ビジネスパートナーは、責任ある廃水処理および排水の機能を実装しなければなりません。

製品は、可能な限り、再利用またはリサイクルに適したものでなければなりません。

GFに供給される製品は、GFの最終製品が販売される地域の法律、例えばRoHSやREACHなどの物質規制に準拠していなければなりません。供給される製品は、制限物質や「高懸念物質」(SVHC)を含まないものとします。尚、ビジネスパートナーは、法的に要求された、または合意された、すべての情報、例えばSVHCおよびRoHS適合宣言を期限内に提供しなければなりません。

V. 管理体制

GFは、ビジネス・パートナーに対し、当該規定に定める原則への準拠を保证するための管理体制を維持することを求めています。GFでは、ISO 9001 (品質)、ISO 14001 (環境) およびOHSAS 18001/ISO 45001 (安全衛生) に基づく管理体制を実施および保証したビジネス・パートナーを優先的に取り扱います。社会的責任に関するSA8000の要件およびエネルギー管理に関するISO 50001に基づく管理体制が推奨されます。

Issued by

Georg Fischer AG
Amsler-Laffon-Strasse 9
8201 Schaffhausen
Switzerland
Phone: +41 (0) 52 631 11 11
www.georgfischer.com

For questions and further information
please contact the Corporate Sustainability
team at the following email address:
sustainability@georgfischer.com

www.georgfischer.com/sustainability

VI. 導入

a) **監視と検査に関する条件** // ビジネス・パートナーは、依頼があれば、自己査定の一環として、初期評価に関するすべての関連情報を、正確に、且つすべて提供するものとします。

また、当該規定への準拠を証明するその他の入手可能な情報も提供するものとします。GFには、当該規定の実施を監視し、ビジネス・パートナーの監査を通してその実施を確認する権利があります。

ビジネス・パートナーは、当該規定の原則がそのサブサプライヤーでも実施されていることを保証するものとします。ビジネス・パートナーは、サプライチェーンおよび勢力範囲内での準拠について、責任を負うものとします。

ビジネス・パートナーは、当該規定の原則と矛盾する状況または事象について、GFへ直ちに通知するものとします。

b) **不履行** // 当該規定に定める原則および条件に対する一切の違反は、ビジネス・パートナーによる契約の根本的違反と見なされます。当該規定の不履行が認められた場合、GFには、GFが定める妥当な期間内に改善策の実施を求める権利があります。期日に間に合わなかった場合または当該規定に定める原則および条件への深刻な違反があった場合、GFには、適切な場合、予告無く協力関係を終了する権利があります。